

令和 3 年 9 月 6 日 開催

第 1 5 回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時32分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（西 慎一郎） それでは、定刻となりましたので、第15回農業委員会総会に当たりまして、最初に今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会長、よろしくお祈いします。

○会長（今井 隆） 委員の皆さん、こんにちは。今日は、ちょっと薄ら寒いような1枚余計に羽織りたいぐらい外はそんな陽気ですけれども。それにしても、日が出ない、日が出ない。秋野菜の今後の成長にちょっとこれだけ日照不足になると、ちょっとどうなるか懸念される場所なのですけれども、明日頃から幾らか日が出て気温も上がってくるような話ですけれども、それにしても週間天気予報、曇りマークが随分続いています、今後どうなるか心配される場所です。

ちょっと話は変わりますけれども、今年は2021年だから去年のデータですか。全国で100ヘクタール以上の経営面積行っている方が全国で1,933件ということらしいのです。100ヘクタール以上という、なかなか大変ですよ。主に北海道が多いのですけれども、北海道は、1筆が何ヘクタールなんてところで、何年前ですか、北海道に視察に行ったことがあるのです。そのとき、1枚が何町歩もあるようなところで農業やっているのだけれども、こっちの本州のほうとは全然違うなと思って、1筆が何町歩もあるのですよなんて、そんな話をしていましたけれども。大きくやれば、大きくやったように、機械も、経費もいろいろかかりますけれども、そんな中、どっちにしても、最近小規模の農家さんがみんな辞めるということで、そういう大規模な農家さんが、では、そこを借りてやろうということ、そんな国の方針もありましてやっているわけですけれども。まあ、この辺の小さいところの田んぼだ、畑を、それを100ヘクタール以上やるというのは、なかなか無理があるなと思うのですけれども、これから農業経営もいろいろ厳しくなるということで、皆さんも頭が痛い、そんなところだと思います。

先ほど局長のほうからお話がありましたけれども、今回、事前協議が中止ということで、書面でほかの推進委員さんにもご案内申し上げて質問等がございましたら、お願いしますということで、事務局、今回ので議案の中で質問等何かありましたか。

○事務局 なかったです。

○会長 なかったですか。あれば、それを参考にして、今日の審議に当たっていただきたいと思っていたのですけれども、ないそうです。また、今回の総会、初めてなのですけれども、新規就農の相談会ということで、地元の委員さんが前もって相談、質問しまして、それを今回またその議案の中で説明をいただいてということで、今回初めてになりますけれども、それを参考にしまして審議をしていただきたいと思います。

そういうことで、途中でちょっと休憩も挟みながら進行していきたいと思いますので、よろしく

お願い申し上げまして、挨拶いたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第15回の農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、出席状況を報告させていただきますけれども、今日は、欠席者はこう見渡してもいない。全員参加ですね。分かりました。ということで、25名でありますので、過半数以上なので、総会は成立いたします。

以上、諸般の報告を終わりました、次に議事録署名委員の指名と書記の任命を行います。

まず初めに、皆様に議事録署名委員を指名してもよろしいかお伺いいたします。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、議席番号5番、寺崎正親委員及び20番の清水悟委員の両名を指名いたします。また、書記の任命でございますけれども、事務局の関口主任主事を任命いたします。よろしくお願い申し上げます。

それでは、これから議事進行をさせていただきます。

発言される場合、挙手及び議席番号と氏名を述べてから発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議案のほうへ入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は使用貸借、転用の目的は一般住宅でございます、令和3年7月26日許可、高農委指令第1248号ございました。取消しを願ひ出る理由につきましては、資金繰りが困難になり建築の計画がなかったためとのことでございます。

以上、農地法関係許可取消願は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 取消願の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑等をお受けいたしますので、よろしくお願いいたします。

どうですか。これとってなければ、承認してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は建売分譲住宅でございます。令和元年12月23日許可、高農委指令第1495号でございました。変更の理由は、経営状況の急変により事業が中止となったためとのことでございます。変更後につきましては、契約内容は売買、申請地を買い受けて家族葬向けの葬儀場を建築したいという葬儀場の申請でございます。なお、こちらは、変更後の5条許可申請が提出されておまして、議案書24ページ、議案第5号ナンバー39が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りたいと思います。

5条のナンバー39か。その時点ですか。この間、ちょっと運営協議のときに、これは葬儀場なので、やっぱり近隣の方のちょっと。今までちょっと葬儀場ということで余り近くに造られるとねなんて、そういうことが、以前にそういうのもあったのです。それなので、事務局に、では、あの周り、近隣の方の気持ちというか、反対される方はいないでしょうねというので調べておいてくださいって話をしたのだけれども。

○事務局 では、ご説明のほうさせていただきます。申請の代理人のほうに、周辺の所有者の方々へ説明について状況を伺ったところ、隣接地の方に対して、当初申請時点は、直接ご訪問したところ留守だったため、連絡先等不明だったためにポストに手紙を入れて連絡を待っていたという状況で申請が上がっておりました。その後の状況を確認いたしましたところ、その後接触が取れまして、事業の概要についてご説明したところ、特段反対意見は出ず、同意は得られたということが確認できました。

以上でございます。

○会長 こういう葬儀場も、いずれ我々もみんな世話になるので。世話になるのだけれども、場所を選ぶ、ちょっとそんな職業なので、ちょっと先日聞いておいてくださいとお話ししたわけです。

はい、分かりました。そういう報告だそうですね。

それでは、承認してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1並びにナンバー2については、新規就農案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画については、進行担当から説明させていただきます。

○事務局 それでは、お手元の高崎農業委員会新規就農者リストの1ページを御覧ください。

ナンバー1でございますが、申請人は農業参入のために新規で設立された法人でございます。作付作物は米麦、根小屋町にて法人代表が所有する農地、約46アールを借り受けて就農する予定でございます。

申請人につきましては、令和3年8月6日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは酒井孝農業委員、そして小池清樹農地利用最適化推進委員が出席し、申請人から提出された営農計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

それでは、1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

1の就農の動機でございますが、代表の出身地である南八幡地区において、地域の担い手となり、少しでも耕作放棄地を減少させたいという思いから就農を決意したとのことでございます。

2の将来の農業経営の構想でございますが、生産技術の向上に努め、経営の安定化を図り、経営が軌道に乗った後には直売や加工販売なども行い、さらなる農業経営の拡大を目指していきたいとのことでございます。また、将来的には農業を希望する障害者の雇用を支援していきたいと考えているとのことでございます。

3の職歴及び農業経験でございますが、稲作農家である法人の代表は、50年の米麦栽培の経験があり、令和3年の3月より法人の構成員に営農の指導を開始しております。また、農協の営農指導員と連携を図りながら、栽培技術や経営手法等必要な技術の習得に努めているとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページを御覧ください。

こちらが詳細な営農計画書になります。初年度は、水稻を46アール、小麦を46アール作付し、5年後には92アールの農地で米麦を栽培する計画でございます。4年目以降は、農作業の主体を法人

代表から主たる構成員に移行し、法人として永続的な運営を行える体制を構築していく予定でございます。

農作業に必要な農業用機械の取得状況でございますが、法人代表の所有するトラクター、田植機などを利用する計画とのことでございます。

また、申請地に関しましては、本年度より作付を行っており、酒井孝農業委員のほうで営農の状況を確認したところ、作付状況は良好であり、周囲の雑草処理なども適正に行えているとのことでご報告をいただいております。

営農計画書の説明は、以上でございます。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しない、また、農地所有適格法人以外の法人が貸借を行う場合の許可要件第3項各号に該当するため、許可の要件を全て満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいまナンバー1の就農相談会に出席されたときのいろいろ報告がございました。このときは、酒井農業委員と小池推進委員、両名が相談に乗っていただきました。本来ならば出席委員さんから報告なのですが、酒井農業委員さんも、今、声をちょっと出しづらいということで、事務方のほうから説明をいただいたわけです。

○事務局 それでは代読をさせていただきます。

議席番号6番、酒井です。農地法第3条許可申請審議ナンバー1について、過日行われました就農相談会での内容についてご報告いたします。

なお、当日は法人代表と従業員の2名の出席でございました。

質問1 今回の借受面積、約46アールから92アールまで規模拡大をしますが、現在から今後にかけて草刈り等農地の管理はどのように行いますか。

回答 フレールモアや刈払い機を用いて適切に管理していきます。また、そのほか拡大する経営規模に合わせて農業機械を更新していきたいと考えております。

質問2 規模拡大に向けて農地の当てはありますか。

回答 周辺で空き農地が散見されることから、まずは地元出身である代表のついでで農地を探したいと考えております。また、農業委員会の農地情報バンクや群馬県農業公社の農地バンクも併せて活用していきたいと考えております。

以上のような質疑応答がございました。

また、事務局の説明にあったとおり、営農計画についても適切であると考えられ、就農後も継続的に農業を行っていただけると考えられますことをご報告させていただきます。

以上です。

○会長 ただいま事務方から報告がございました。

それでは、ナンバー1、審議に入ります。

皆さんから質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、お願いします。

○21番松田委員 21番、松田です。所有者の自作地が104アールですか、所有地の一部をこの法人に貸し出すというわけで、残りは所有者が作ると解釈してよろしいでしょうか。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局 そうですね。松田委員さんのおっしゃるとおり、最初は自作地104アールのうち、46アール分、法人へ貸出しまして、順次、追加で10アール程度、今後貸付けを予定しているというふうに伺っております。貸し出さない農地は、所有者自身で管理すると伺っております。

○21番松田委員 はい。分かりました。

○会長 よろしいでしょうか。

○21番松田委員 はい。

○会長 ほかにありますか。

皆さんから意見等なければ許可したいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

それでは、ナンバー2にこれから入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、新規就農に当たり申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画については進行担当から説明させていただきます。

○事務局 それでは、再度、高崎市農業委員会新規就農者リストの1ページを御覧ください。

ナンバー2でございますが、申請人は農業参入のために新規で設立された法人でございます。作付作物は、ニンニク及び米麦、京目町にて農地を約88アール買い受け、就農する予定でございます。

申請人につきましては、令和3年8月10日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは井田裕農業委員、深澤啓二農地利用最適化推進委員が出席し、申請人から提出された営農計画書をもとに質疑応答等を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

2枚おめくりいただきまして、4ページを御覧ください。

1の就農の動機でございますが、現在、代表個人の経営農地において米麦及びニンニクの栽培を行っており、今回法人を設立して規模拡大をしていきたいと考え、就農を決意したとのことでございます。

2の将来の農業経営の構想でございますが、栽培面積を拡大していき、児童、生徒に農業経験を

という学校関係者の希望を受け、農業経験ができる場を提供していきたいと考えているとのことでございます。

3の職歴及び農業経験でございますが、農家出身である法人の代表は、米麦に関しては50年、ニンニクに関しては3年の栽培経験があり、従事者へ栽培経験を積ませながら代表の有する技術を伝承し、継続的な法人経営を行っていく計画でございます。

続きまして、営農計画書の説明に移らせていただきます。本来であれば5ページとなりますが、今回別途お配りさせていただきました右上に「差し替え資料」と記載のあるA4の営農計画書1枚紙をご準備いただければと思います。お手数おかけいたします。

それでは、説明に移らせていただきます。初年度は、米麦をそれぞれ61アール、ニンニクは26アール作付し、5年後には全ての作目において1ヘクタールへ規模拡大する予定でございます。また、代表者及び子の夫を営農の主体とし、関連会社の造園業の従業員や代表者の家族を繁忙期に合わせて従事させる予定となっております。

農作業に必要な農業用機械の取得状況でございますが、法人代表の所有するトラクター、田植機などを利用する計画とのことでございます。また、規模拡大に際しまして、マルチャーを購入する予定とのことでございます。

営農計画書の説明は以上でございます。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」2ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 それでは、続きまして、就農相談会に出席されました井田裕委員から報告をお願いいたします。

○12番井田委員 議席番号12番、井田です。農地法第3条許可申請審議ナンバー2について、過日行われました就農相談会での内容についてご報告いたします。

なお、当日は、法人代表者と従業員、また申請に当たった代理人等、計5名の出席でした。

質問1 ニンニクの栽培では連作障害は起こらないのでしょうか。

回答 現在まで3年間栽培してきた中では、連作障害は発生していません。肥料や土壌等に気をつけていれば、連作障害は発生しないと考えています。

質問2 ニンニクは、これだけの収穫量を全て出荷に回せるのでしょうか。

回答 出荷先は既に受入れの見込みのある駅前のデパートやスーパーを考えております。また、一部黒ニンニクやガーリックパウダーへの加工を計画しており、付加価値をつけて販売したいと考えております。

以上のような質疑応答がありました。

また、事務局の説明にあったとおり、営農計画についても適切であると考えられ、就農後も継続



的に農業を行っていただけると考えられますことをご報告させていただきます。

以上です。

○会長 報告が終わりました。今回、井田農業委員、深澤推進委員、2名が就農相談会に立ち会ってくれたということで、そのときの報告でございます。

それでは、これから審議に入ります。

皆さんから質疑をお受けいたします。

この造園さん、従業員が22名ぐらいいると言ったっけ、この間。

○事務局 20名前後と聞いております。

○会長 20名前後ね。従業員が随分いるので、このぐらいこなせるということですね。

1ヘクタールもニンク作るの大変だと思うけれども、従業員がいるのですね。

皆さんから何かご意見等ございますでしょうか。

この造園さんは、苗木だとか、そういうのもやっているのですかね。

○事務局 苗木をやっている可能性はありますが、基本的に造園業ということで伺っております。

○会長 井田委員、知ってますか。

○12番井田委員 はい。12番、井田です。今どうか分からないのですけれども、高崎の管内だけだと思うのですけれども、その土手の伐採というのですか、そういった仕事をやったり、観音山に伐採した剪定枝ではないのですけれども、それを運んで、チップにするような工場（こうば）というのですか、工場（こうじょう）というのですか、そういうのも関連会社で持っているらしいのですよね。

○会長 そういうこともやっている。

○12番井田委員 あと、群馬の森の公園の管理ですか、それも、この法人の代表者が一応社長としてやっているらしいのですけれども。

○会長 そうだろうね。これだけ従業員抱えているのだから。

○12番井田委員 そうですね。

○会長 ある程度大きな仕事をやっているのでしょうか。

○12番井田委員 ええ。関越などのそういった公園の管理も、期間があっても分かりませんが、そういったことをやっています。

○会長 井田委員のほうから、当日立ち会ってもらって、別にここが心配だとか、そういうあれは。

○12番井田委員 なかったですね。

○会長 ないですか。

○12番井田委員 収穫なんかするのに手があったら、手なんか幾らだってありますから。

○会長 そういうことだそうですね。

それでは、どうでしょうか。皆さんから異議がなければ許可といたしますけれども、よろしいで

しょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。なお、さきの4番が関連案件でございます。

6番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいとの同一世帯からの申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は贈与、申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、農業経営を開始するに当たり法人の構成員から農地を買い受けて耕作したいという申請でございます。なお、次のナンバー14が関連案件でございます。

14番 契約内容は売買、農業経営を開始するに当たり法人の構成員から農地を買い受けて耕作したいという申請でございます。なお、さきのナンバー13が関連案件でございます。

15番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を取得し耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

ます。

18番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は16件でございます。なお、この16件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 3条の一括説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんからいろいろ質疑等ございましたら、お願いたします。

ナンバー13、14の、この方は何だったっけ、本業はどういうあれだったっけ。

○事務局 本業、もともとの目的がその農業の生産と販売を目的として設立されたものでして、附帯として太陽光事業もやっていくというような形なのですから。

○会長 農業従事者10名いるのだね。その農業経営の傍らそっちの仕事も、今までの仕事もやっていくということだろう、これは。

○事務局 こちらの法人に関しては、農業の法人です。農業をやっていくということです。農業をやっていくために設立された法人ですので、農業が主な事業になります。

○会長 そうのことね。

○事務局 はい。

○会長 どうでしょうか。

ほかに皆さんのほうから何かございますでしょうか。

なければ許可してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することといたします。

続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1については事前調査案件になっております。

それでは、ナンバー1、事務局説明をお願いたします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは、一時転用でございますして、転用期間が定

められており、令和3年10月22日から令和6年10月21日までの3年間でございます。

初めに、本申請地におけるこれまでの許可の状況を説明させていただきます。こちらは、平成27年に営農型発電用地として初めて許可を受けた案件でございまして、当初はフキで営農を行う計画でございましたが、3年間でフキがうまく根づかなかったため、平成30年の初回の更新に際して作付作物を申請人の母の営農経験があるタマネギに変更し、1年間での許可を受けております。しかしながら、おとし、昨年の更新時は栽培しているタマネギの生育状況が芳しくなく、1年後の営農状況を見て、今後の方針の判断をしたらどうかということで、直近3年間は全て1年間での許可となっております。今回は、その一時転用期間が満了するに当たり、更新の申請となっております。

それでは、別添の農地法第4条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目が位置図でございます。ホッチキス留めされているほうを右上にして御覧いただければと思います。図面中央の赤丸の箇所が今回の申請地でございます。群馬県立公園群馬の森から東に約500メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされているほうを左上にして御覧いただければと思います。図面中央の黒く塗られた箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況でございますが、特別養護老人ホームや住宅があり、小集団の農地であることから、農地種別区分は第2種農地に該当すると思われま。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。図面の向きが再び変わりまして、ホッチキス留めされているほうを右上にして御覧いただければと思います。図面中央の赤色で縁取られている筆が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北側が雑種地、東側が農地と雑種地、南側が農地、西側は公衆用道路にそれぞれ接しております。

1枚おめくりください。4枚目が土地の利用計画図でございます。今回は、法人の申請となりますので、申請地には本図面のとおり、太陽光パネルが設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積1.76平米が今回の一時転用の対象でございまして、計画発電量は49.14キロワットでございます。また、図面の右下にございます太陽光パネルの立面図でございますが、こちらは営農型発電用のパネルとなりますので、最低地上高が2メートルで、このタイプの太陽光パネルが2.5メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目がタマネギの作付図、植栽図となっております。こちらも図面のとおり、申請地には約7,000株のタマネギを作付しております。なお、昨年は濱の宝という品種を作付しておりましたが、収量を上げるため、今年は比較的収穫時期の遅いターボという品種を作付しております。

1枚おめくりください。こちらのページ以降が営農計画書でございます。図面の向きが変わりましてホッチキス留めされている箇所を左にして御覧いただければと思います。下部の農地で栽培する作物につきましては、引き続きタマネギを予定しております。

次のページを御覧ください。年間の営農計画でございます。記載にありますとおり、9月に播種を行い、記載にはございませんが、11月頃定植を行います。その後、肥料を与え、適宜除草を行いながら、翌年6月に収穫する計画でございます。2年目以降につきましても、同様に行う予定です。

利用する農業機械については記載のとおりでして、本申請人の農業経験につきましては21年、そのうち、本申請地に作付するタマネギにつきましても、同様の経験がございます。

1枚おめくりください。発電設備による営農への影響の見込みでございますが、太陽光パネルの隙間3分の1の空間によりタマネギの生育に必要な太陽光が当たることから、影響がないと思われると伺っております。

支柱につきましては、最低地上高が2メートル、最高地上高が2.3メートル、間隔も2.5メートルあることから、作業に必要な空間を確保でき、効率的に農作業を行えるものと考えられます。

下部の作物の平均的な単収でございますが、営農計画書に記載のとおりでございます。こちらは群馬県農政部より発行された資料を根拠に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございます。また、今年の収量につきましては、パネルの下部の作付面積3アールに対して、収量が約600キロとのことでして、地域の平均的な単収と比べますと33%と許可要件に達しておらず、昨年とほぼ同様の収量となっております。なお、収穫したタマネギのうち約570キロはJAに出荷、残りの30キロは小ぶりだったため出荷できなかったと伺っております。

1枚おめくりください。最後のページが現地の写真でございます。こちら、今年の1月に撮影とすることでございまして、定植後、約2か月後の現地の様子でございます。なお、現在、申請地は作付前のため除草管理がされた状態となっております。こちらは参考までに御覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。また、先ほどご説明させていただいた収量等を踏まえまして、更新の期間についても併せて検討いただければと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいまナンバー1の説明、事務局からございました。

続きまして、調査報告ですけれども、今回は第2班となっております。班長さんは、福田敬一委員さんですけれども、あと、ほか3名現地調査してきました。

それでは、報告をお願いいたします。

○18番福田委員 事前調査報告、第2班班長、福田敬一。農地法第4条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人と営農を主として行っている申請人の母親の計2名の出席でした。

質問1 昨年、営農型発電の更新に際し、作付するタマネギの品種を変更するとのことでしたが、定植してからの生育状況はいかがでしたでしょうか。

回答 パネルがない農地に作付したタマネギと比較すると、パネル下で栽培したタマネギは細く、

生育状況が悪いように感じました。今回は、タマネギの品種をターボという品種に変更しましたが、首が締まらないものや、分球してしまったものもありました。また、試験的にニンニクを少し植えてみたのですが、余り大きくなりませんでした。

質問2 今年の更新時に申請地に堆肥を入れているとおっしゃっていましたが、どのような堆肥を入れましたか。

回答 畑全体ではなく、作付部分にのみですが、豚ふんを200キログラム入れました。

質問3 除草剤は、どのようなものを使っていますか。また、どのくらいの頻度で使っていますか。

回答 液体タイプの農業用除草剤を、収穫後、3回ぐらい噴霧しています。

質問4 土壌分析は行っていますか。

回答 以前、土壌分析を行いました。JAの職員が時々現地を確認してくれアドバイスをくれるので追肥を行ったりしています。

質問5 パネルから落ちてくる雨垂れで作付しているタマネギに病気が出たりしていませんか。

回答 今のところ病害は出ていません。

質問6 マルチは何色のものを使っていますか。

回答 雑草対策のことを考え、黒色のものを使用しています。

質問7 パネル下の農地はパネルがない農地に比べて気温が低いいため、タマネギが大きく育たないのかもしれませんが。透明なマルチに変えれば気温も上がると思います。

回答 JAに相談し、今年は透明のマルチに変更してみようと思います。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりました。

これより審議に入ります。皆さんから質問いろいろあるでしょうね、こうにしたほうが、あかにしたほうがいい、多分あると思います。

それでは、よろしく願いいたします。

昨年質問したとき、新井委員さんがいたのだけ。

○23番新井委員 その前の年ですね。

○会長 その前か。今回も、タマネギなのでタマネギ栽培されている方、詳しいこと、よく分かると思うので、この質問等で、ここは、ここは欠けたらこれは駄目だ。いろいろありましたら、お願いします。

草は生えていないらしいのか、何なのか、土地が肥えていないというか。どういう、何が原因。どっちにしろ、このパネル下でタマネギをやるということはなかなかちょっと難しいのかななんて。事務局で、今までこのパネル下でタマネギをやっている例がありましたかねと聞いたら、齊藤主任主事、ないと言ったよね。ないのだというから。以前、フキをやっていたので植えたので、本当は

フキのほうはまだ合っていると思うのだけれども。今回、またターボという品種で、これはおくてで長くもつやつだよね。

○23番新井委員 おくてというか、なかくてです。

○会長 なかくてか。

○23番新井委員 ええ。

○会長 そうか。

○23番新井委員 では、いいですか。ちょっと。

○会長 はい。

○23番新井委員 このちょっと黒いところで分かったのですけれども、単純にこれを見ても3分の1あるのです。マルチを使用している面積が。

○会長 はい。

○23番新井委員 これが8割ないと、単純に考えたって8割の収量上がらないですよ。

○会長 隙間が多いわけ。

○23番新井委員 少ない。

○会長 そうか、そうか。

○23番新井委員 だから、支柱の関係でうまくいかないのかもしれないのですけれども。だけれども、最低でも8割は作らないと、収量8割上げようと思っても、どう考えても、もう無理です。

○会長 そうか。面積的ね。栽培されている面積が非常に少ないということ。だけれども、今の報告にもあったけれども、球がちっちゃかったというのだよね。

○23番新井委員 いや、もう日が当たらなければ、絶対無理です。

○会長 育たないね。

○23番新井委員 ネギ関係はもう絶対に。前からそうに言っているので、変えないのだよね、なかなか。

○会長 そう、そう。前、新井委員、前回……その前か、そんな話も出ていましたよね。

では、結局これだけのパネル下では、ちょっとタマネギは、どうにいろいろ試行錯誤やってもちよっと無理だということね。タマネギでは。

○23番新井委員 と思いますよ。もう無理。8割は、もう無理。

○会長 ほかのものに変えたほうがいいって話したほうがいいですかね。

○23番新井委員 ええ。もう、だって、何年もやったって、このぐらいの収量しかないのだから。もう、それ以上は無理だと思います。

○会長 はい。

○22番飯野委員 22番、飯野ですけれども、私も見せてもらったわけですがけれども、やっぱり皆さんと話していて、もう一目で小石とか石が入っていて、地が硬いというのは第一印象だったのですけ

れども、上の太陽も当たらない、地力がないという話になると、いいものはとてもできないというのが実感でしたね。

○会長 いや、だけれども、前、フキを植えたのだよね。

それで、フキのときは、どういうあれで収量がなかったのだっけ。

○事務局 フキを植えたときは、草に負けてしまって……

○会長 草か。

○事務局 フキの収穫に至らなかったということなのですから。

○会長 では、これは何回やっても同じだと思うので、これは作物を変えたほうがいいように思うので、ちょっと本人にその旨、そういうふうにあれしますか。タマネギは無理だよと。

○23番新井委員 勧めているのであれば、3年は無理ですよ、どう考えたって。もう種なんかも多分準備は。

○会長 加藤委員。

○17番加藤委員 17番、加藤ですが、営農をしようとしているわけですよ、結果はどうであれ。今年ターボを作りたいということだから、タマネギは9月の大体もう播種するわけですから、来年の6月頃収穫ですから。一応転用期間で1年ぐらいやっておいて、来年、本当にもうそれで、ターボでやったってということで、本人の人たちがターボでやって何とかなるだろうと思っているわけですから。それで駄目なら作物を変えなさいということで。

○会長 次回かい、その後ね。

○17番加藤委員 はい。今度、営農しようという気持ちがなくなる。

○会長 そう、そう。だって、営農しなければ困るので。

○12番井田委員 いいですか。

○会長 はい。

○12番井田委員 12番、井田です。私も地元なので年に何回か見に行くのですけれども、やはり日の当たるところは、せいぜいがかくなくても、Mクラスなのです。やはりさっき新井委員が言ったとおり、パネル下になれば日がもう当たりませんから、もうSすれすれのクラスで、そこに透明のマルチやっても、もう日が当たらないのだから、<sup>ちりよく</sup>地力上がるはずがないし、草も多分生えないと思いますけれども。ただ、加藤委員が言うとおりの、営農する意欲はあるのですよね。また、しなくてはならないので、こうにやっているのですけれども。当初のフキに比べると、やはりタマネギが楽なのではないですか。植えて、ふだんの管理も、マルチの張っているところは草も出ないですから。フキになると、マルチはないですから、至るところから草が発生しますから。そういった面を考えると、今出ないのですけれども、収入よりか労力がかからないで済んで、タマネギを作っているのだから何かだと思ってしまうのですけれども。やはり80%という目安があるわけですから、それに達成をしなければ、やはりしかるべき態度ではないのですけれども、何かやっぱり言って、違う作物という



か、妥当な視点ではないかと思えますけれども。

○会長 皆さんから、もう一年やってみて、本当にもう駄目だったら作物名を変えてくださいという話と、もうタマネギはちょっと無理だから、ほかのものに変えてやったらどうですかという、そんな意見が出たのですけれども。どっちにしても、これは本人も承知していると思うのですけれども。この間の聞き取り調査のときで、これは、また1年更新になりますよという、直接私も話はしなかったのだけれども、本人が今までそういう経緯なので、覚悟はしていると思うので。どうしますか、皆さん、また作物を変えてやってみてくださいという話と、続けてもう一回挑戦して、駄目だったらほかのにしてくださいという、そんな2つの意見があったのですけれども、本人にどういうふうにアドバイスしたらいいか、ちょっと伺いたいのですけれども。また大ごとして、苗を買うのだよね、自分でまくのではないと言ったよね。

○事務局 JAから購入する予定でして、もう既に発注してしまっているということで伺っているのですけれども。

○会長 そうか、そうか、発注してしまったのか。

○事務局 今年度は一応ターボでやっているのですけれども、次に作付するのはソニックにするということで申請人から聞いているところです。

○会長 だから、今までターボだったのだ。去年植えて、今年収穫したのがターボ。また、何、ソニック。

○事務局 ソニックです。

○12番井田委員 だから、わせですね。

○会長 わせか。

○17番加藤委員 余計悪いよね。

○会長 余計悪いか。

○17番加藤委員 ソニックのほうは、わせですから。

○23番新井委員 生育期間が短い。

○会長 本人が決めることなのだけれども。皆さんの経験者の委員さんから、こういうふうにしたほうがいいですよと話があれば、本人に伝えたいと思うのだけれども。

○12番井田委員 せめてMクラスができればいいのですけれども。Mもできないのですものね。

○会長 どっちにしても、その8割の収量を取るには、もっとこのマルチを全体的に敷いて植えなければ、とても取れないということね。

○23番新井委員 これを見ると、大体7,000株ぐらいなのですよ。これ見たら、1株1,000株ぐらいだったので、そうすると7本だと7,000株なので、Mでさっき井田委員が言ったように、200グラムぐらい取っていれば、1.4トンになるのです。それでも1.4トン。それで10アール4,800キロ、約5,000キロでいくと、6畝だから30ではないですか。約3トン、10アール。その3トンの8割、それで三八、

二十四。それだって、2トン400だから、それだって1トンぐらいまだ足りないぐらいなのです。だから、もうちょっと面積を増やせば何とか。いいものができればね、という感じぐらいですか。

○会長 そういう意見が出たということで、事務局、本人にお話しして、本人が決めることなので。ただ、皆さんにお伺いしたのは、これは1年更新でまたお願いしますということで決めていいですか。

○全員 はい。

○会長 これは、ちょっと3年というのはこの状況を見ると1年更新ですね。皆さんから、そういう意見が出たということで、事務局にお話ししてもらうかな。そういうことでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、これより4条、一括審議に移ります。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 先祖代々使用している墓地の一部である申請地が畑であることが判明したため適切に許可を取り、引き続き墓地として使用したいという墓地の申請でございまして、墓地119平米と一体利用の申請でございまして。

3番 農業用倉庫の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございまして、転用済みの畑499平米と一体利用の申請でございまして。

4番 所有する貸家住宅の駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございまして。

5番 営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。なお、こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和3年10月22日から令和6年10月21日までの3年間でございまして。

6番 申請地に農業用倉庫及び作業場を建築し、使用したいという農業用施設用地の申請でございまして。

7番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張でございまして、宅地120平米と一体利用の申請でございまして。

8番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

9番 資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置場の申請でございまして。また、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございまして。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件につきましては8件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。皆さんから、これといった質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

この6番の倉庫及び作業場、これは平家だよね。

○事務局 はい。平家です。

○会長 二階屋ではないよね。

○事務局 はい。平家です。

○会長 どうでしょうか。皆さんからご質問等なければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

ということで、ちょうど切りがいいので、ここで小休止を入れたいと思います。

休 憩

再 開

○会長 それでは、準備ができたようですので、これからまた再開をいたします。

それでは、これから議案第5号に入ります。

それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、従業員用駐車場が不足するため店舗に隣接する申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅



21番 契約内容は使用貸借、妻の実家で暮らしているが手狭なため申請地を妻の叔父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、福祉事業を営んでいるが申請地を買い受けて有料老人ホームを建築したいという福祉施設の申請でございます。

24番 契約内容は売買、申請地を買い受けて療術院を建築したいという療術院の申請でございます。

25番 契約内容は売買、建築業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請です。

26番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます、宅地17.37平米と一体利用の計画でございます。

27番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は使用貸借、資材置場として叔父から借り受けている申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置場の申請でございます。

31番 契約内容は賃貸借、新病棟の建築工事に伴い従業員用駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

32番 契約内容は賃貸借、県道の拡幅工事に伴い学生用駐車場の一部が利用できなくなるため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます、転用済みの畑1,258平米、雑種地31平米と一体利用の計画でございます。

33番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

34番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を夫の祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35番 契約内容は使用貸借、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の申請でございます、宅地264.46平米と一体利用の申請でございます。

36番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を義父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地28.69平米と一体利用の計画でございます。

39番 契約内容は売買、申請地を買い受けて家族葬向けの葬儀場を建築したいという葬儀場の申請でございます。宅地221.65平米と一体利用の計画でございます。なお、さきにご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号、計画変更ナンバー1が関連案件でございます。

40番 契約内容は売買、中古車販売業を営んでいるが車両置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

41番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42番 契約内容は寄附、介護福祉業を営んでいるが既存の駐車場が狭いため隣接する申請地を譲り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。雑種地275平米と一体利用の計画でございます。

43番 契約内容は使用貸借、隣接地で太陽光発電設備の設置工事を行っているが資材置場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。こちら一時転用の申請でございます。転用期間が令和3年9月22日から令和4年3月31日までの約6か月間の申請でございます。

44番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要の見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅4棟の申請でございます。

46番 契約内容は使用貸借、携帯電話基地局の新設工事に伴い作業場として申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございます。転用期間、令和3年10月11日から令和3年12月31日までの約2か月半の申請でございます。また、用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

47番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

48番 契約内容は売買、申請地を買い受けてテニスコートとして使用したいというテニスコートの申請でございます。

49番 契約内容は売買、事業拡大に伴い資材置場及び車両置場が不足するため既存施設に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。

50番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

51番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

52番 契約内容は売買、所有している貸家住宅の駐車場が不足しているため隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

53番 契約内容は賃貸借、従業員用の駐車場が不足しているため営業所に近接する申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

54番 契約内容は売買、妻の実家で暮らしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

55番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

56番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地135平米と一体利用の計画でございます。

57番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地26平米と一体利用の計画でございます。

58番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地148平米と一体利用の計画でございます。

59番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地50平米、払下げ予定の公衆用道路42.55平米との一体利用でございます。

60番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

61番 契約内容は売買、現在の自宅が西毛広域幹線道路として収用されるため、その代替地として申請地を買い受けて店舗併用住宅を建築したいという店舗併用住宅の申請でございます。

62番 契約内容は売買、自動車修理販売業を営んでいるが車両置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天車両置場の申請でございます、転用済みの田801平米と一体利用の計画でございます。

63番 契約内容は賃貸借、携帯電話基地局の新設工事に伴い作業場として申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は、令和3年10月1日から令和4年3月31日までの6か月間でございます。

64番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

65番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

66番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

67番 契約内容は使用貸借、隣地で太陽光発電設備の設置工事を行うに当たり申請地を借り受けて工事車両用の通路として使用したいという通路用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和3年9月22日から令和3年11月15日までの約2か月間でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請につきましては67件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けしたいと思います。

これとってなければ、まず初めに、ナンバー48を見てもらえますか。これは、テニスコートとして使用したいという申請なのですけれども、この面積が3,947平米ということで3,000超えているので農業委員会ネットワーク機構に意見聴取する案件になっております。

これは、クラブハウスというの、どっち側へこれは建て、ハウスを建てるの。この写真の。

○事務局 クラブハウスですか。

○会長 はい。

○事務局 クラブハウスのほうが、ちょうどL字型の曲がっているところに建てるのですけれども。

○会長 あと、駐車場だと言ったよね。

○事務局 はい。その周辺に駐車場があります。

○会長 それで、さっきの説明だと、隣接地に農地が……

○事務局 ないのです。

○会長 ないのか。

○事務局 隣接する農地がないのです。周りが道路で、あとは……

○会長 道路で、その反対側……

○事務局 住宅と山林なのです。

○会長 そうなの。

○事務局 はい。

○会長 それで、この下の写真の、この下のほうにちょっと屋根が何だか、どういう建物になるのだ。



これも関連しているの。そうではないのか。

○事務局 いいえ、これは全然関係ない建物です。

○会長 関係ないのか。

○事務局 はい。

○会長 そうか、そうか。

では、まず初めに、これは農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよいか、皆さんに伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、その他の案件について許可相当としてよいか、皆さんから意見いただきたいのですけれども。あとは、どうですか、数がある中で。これとって疑問に思う案件がなければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、続きまして、報告事項に入ります。

今回、第1号から第4号までです。

羽鳥係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は物置、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか7件、合計8件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は使用貸借、転用目的は共同住宅、用途指定区分は準工業地域、ほか32件、合計33件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、こちらの18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。4条が15件、5条が72件、合計87件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和3年8月23日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は、以上でございます。

○会長 今、係長のほうから、書類審査で通ったその報告をしていただいたわけですか。

では、今後の予定ということで、今回事前協議がなかったもので、では、係長のほうから今後の予定ということをお願いします。

○事務局 皆さん、お手元にごさいます、半裁ですね、農業委員会の今後の予定を御覧ください。

今日、本日9月6日、1時半から15回総会を実施いたしました。

続きまして、9月10日金曜日、午後1時半から農業相談がございます。予定の委員さんは、塚越委員さんとあと推進委員さん、西山さんが予定しておりますが、今のところ相談等スケジュールはございません。

続きまして、9月29日水曜日、午前10時から運営協議、今回は第3班の班長さん、佐藤委員さんが午前中から、午後からは3班全員、中沢委員さん、山田委員さん、永井委員さん、石井委員さん、新井委員さんが午後1時から集合いただき、現地等回りしたいと思います。

あと、会議室のほうが101会議室となっております、10階の会議室です。よろしく願いいたします。

続きまして、10月1日金曜日、午後1時半から南部地区の事前協議、午後3時30分から北部地区の事前協議です。

最後に、10月5日火曜日、午後1時半から第16回総会を開催予定です。場所は171会議室です。

以上です。

○会長 ほかに報告がなければ。

こういう時間ね。最近、日が暮れるのが早くなって、皆さん、気をもまれていると思うので。今回は事前協議もなく、総会ということで大変お世話になりました。

◎閉会の宣告

○会長 ということで、これをもちまして第15回の農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時42分 閉会